

議案第 4 9 号

取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について

取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年条例第 6 3
号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

市議会議員の現行の報酬水準の妥当性に係る取手市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、令和 8 年度から市議会議員の報酬月額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例

取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年条例第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第 1 条、第 4 条関係)				別表			
職名		議員報酬 月額	旅費の額 (相当する 職)	職名		議員報酬 月額	旅費の額 (相当する 職)
議会の議員	議長	<u>537,000円</u>	市長	議会の議員	議長	<u>494,000円</u>	市長
	副議長	<u>481,000円</u>	副市長		副議長	<u>444,000円</u>	副市長
	議員	<u>448,000円</u>	副市長		議員	<u>411,000円</u>	副市長

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。